

平成30年度第7回
東京都私立学校審議会（第780回）

平成30年11月21日（水）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成30年度第7回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告をお願いします。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち18名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開しておりますが、本日の議題は認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明をお願いします。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付しております9件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第31条第2項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成30年10月21日付け、東京都知事名。

記、1、一般財団法人霞山会、東亜学院の収容定員に係る学則変更認可について、港区、外8件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれご説明させていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件3件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件9件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告をお願いします。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第10号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号は、国際共立学園 高等専修学校の設置認可に係る計画承認でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の平野委員から調査結果につきまして説明願います。

○平野委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、国際共立学園 高等専修学校の設置計画承認についてでございます。

平成30年10月30日に三宅主査、東京都私学部職員、荒川区職員と私で、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人国際共立学園から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、校舎の建設に際し、近隣住民とのトラブルがないよう、地域との良好な関係を保っていただきたいこと。また、計画的な竣工に向け、着実な施工管理を行っていただき、校舎の完成時期が遅れることのないように留意されたいこと。

2つ目は、学校教育法、専修学校設置基準、養成施設指定基準等の関係法令を遵守し、適正な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。また、計画内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

3つ目は、法人として新たに製菓・調理分野の学科を設置することから、生徒のキャリア選択を支援するため、インターンシップの内容及び提携先を充実させるとともに、確実な就職先の確保に努めていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、設置計画の承認を適当と認める旨の答申を行うことは、問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、学校法人国際共立学園から申請がありました、国際共立学園 高等専修学校の設置計画承認でございます。

本案件は2段階審査をとりますので、このたびの諮問は、第1段階目の計画承認でございま

す。

それでは、設置要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の目的は、要項 1 に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、基礎となる専門技術・知識（実学）、自らを律し相手を思いやる社会人としての素養（徳）、そして自分らしさを具体的に表現できる技術と知識（創造）という 3 つの要素を教育実践の基礎とし、美容と製菓・調理の各分野で活躍する近代的職業人を養成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項 2 から 4 に記載のとおりです。

開設の時期は、平成32年（2020年）4月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持方法は、要項 6 に記載のとおりです。

設置者は、学校法人国際共立学園で、理事長は和田美義氏、校長は同じく和田美義氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項 9 に記載のとおり、修業年限 3 年、入学定員40名の美容師科、修業年限 3 年、入学定員32名の製菓衛生師・調理師科を設置いたします。入学定員は72名、総定員は216名です。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具及び図書につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第 1 号につきましては、その計画承認を適当と認める旨、答申いたします。

議案第 2 号は、SANKO日本語学校綾瀬の設置認可に係る計画承認でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の三宅委員から調査結果につきまして説明願います。

○三宅委員 議案第 2 号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、SANKO日本語学校綾瀬の設置計画承認についてでございます。

平成30年10月25日に千葉委員、東京都私学部職員と私とで、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人三幸学園から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、各種学校教育を行うための基準を充足しております。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、校舎の建設に際し、近隣住民とのトラブルがないよう、地域との良好な関係を保っていただきたいこと。また、計画的な竣工に向け、着実な施工管理を行っていただき、校舎の完成時期が遅れることのないように留意されたいこと。

2つ目は、学校教育法、各種学校規程等の関連法令の遵守を徹底するとともに、生徒確保についても適切かつ着実にいき、安定した学校の運営を行っていただきたいこと。また、計画内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

3つ目は、生徒の教育に責任を持って、学校の目指す教育を実現し、着実な教育成果を上げるためにふさわしい教育内容及び教育環境の確保に努めていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、設置計画の承認を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

私学行政課長 それでは、議案第2号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、学校法人三幸学園から申請がありました、SANKO日本語学校綾瀬の設置計画承認でございます。

本案件は2段階審査をとりますので、このたびの諮問は1段階目の計画承認でございます。

それでは、設置要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、外国人に対する日本語教育を行い、もって国際社会の発展に寄与する有益な職業人を日本国内・海外に多く輩出することを目的とする」でございます。

学校の名称及び位置は、要項2から3に記載のとおりです。

開設の時期は、平成32年（2020年）4月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持方法は、要項 5 に記載のとおりです。

設置者は、学校法人三幸学園で、理事長は昼間一彦氏、校長は本多浩一氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項 8 に記載のとおり、第 1 部に修業年限 2 年、入学定員 15 名の進学 2 年コース、修業年限 1 年 6 カ月、入学定員 15 名の進学 1 年 6 カ月コース、修業年限 1 年、入学定員 10 名の進学 1 年コース。第 2 部に修業年限 2 年、入学定員 15 名の進学 2 年コースを設置いたします。合計の入学定員は 55 名、総定員は 100 名です。

主要教科名は、要項 9 に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具及び図書につきましては、それぞれ要項 10 から 13 に記載のとおり設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項 14 及び 15 に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第 2 号につきましては、その計画承認を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第 3 号は、高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第 3 号についてご説明いたします

これは、学校法人日出学園が設置しております日出高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項 1 から 5 に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項 6 をごらんください。

1 点目として、学校運営に適した教職員組織とするため役職配置を改めます。

2 点目として、教育内容の充実を図るため、スタンダードコースを普通クラスと進学クラスに分割し、コース内容を変更いたします。

3 点目として、教育の質の向上及び教育設備の拡充等を図るため、生徒納付金を改定いたし

ます。

4点目として、コース内容の変更等に伴い、教育課程表の作成及び現行の教育課程表の変更を行います。

5点目として、コース名及び納付金種別名の変更を行います。

変更の時期は、要項7にあるように平成31年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙「学則比較対照表」をごらんください。

学則第27条の教職員の記載を、学校運営に適した教職員組織とするため、副校長を追加し、また、養護職員であったものを養護教諭に変更いたします。

次に、学則第28条ですが、表中をごらんください。

これまでのスタンダードコースを普通クラスと進学クラスに分割したため、学費の表記方法をコース別及びクラス別にし、科目履修生徒の内容は欄外に記載するように改めました。また、設備費を施設設備費、教育運営費を教育充実費に変更し、芸能・プロフェッショナルコースを芸能・スポーツプロフェッショナルコースと変更いたします。

学費等の内容についてですが、スタンダードコースの普通クラス及び芸能・スポーツプロフェッショナルコースにおいては、授業料を7,000円から9,000円に変更し、スタンダードコースの進学クラスにつきましては、授業料を1万円、施設設備費を8万円、教育充実費を10万円としております。また、科目履修生徒の1単位当たりの授業料を8,000円から9,000円に変更いたします。

次に、コース内容の変更及び学習指導要領の変更に伴う教育課程表の変更については、議案最終ページに添付してあるA3資料をご参照ください。

要項に戻りまして、備考欄には設置認可年月日を記載してありますので、ご参照ください。

以上で、議案第3号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第3号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第4号は、各種学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、一般財団法人霞山会東亜学院の収容定員に係る学則変更認可について、ご説明いたします。

一般財団法人霞山会東亜学院は、各種学校として昭和42年2月23日に設置認可を受けた学校ですが、このたび収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は一般財団法人霞山会で、理事長は池田維氏、校長は阿部純一氏です。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、第1部の日本語科進学コースの修業年限1年を10名から20名へ、修業年限1年3カ月を10名から20名へ、修業年限1年6カ月を25名から20名へ、修業年限1年9カ月を15名から20名へ、修業年限2年を15名から20名へ変更しております。

また、第2部の日本語科進学コースの修業年限1年及び1年3カ月を廃止し、修業年限1年6カ月を25名から40名へ、修業年限1年9カ月を15名から40名へ、修業年限2年を15名から20名へ変更しております。これにより、総定員は160名から210名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考にごらんください。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第5号は、専修学校の廃止認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号、人間総合科学大学鍼灸医療専門学校の廃止認可につい

て、ご説明いたします。

人間総合大学鍼灸医療専門学校は、昭和51年7月10日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、生徒数の減少により、法人事業の見直しを行うためです。

設置者は、学校法人早稲田医療学園で、理事長は久住眞理氏、校長も久住眞理氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、平成28年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、平成28年度末をもって全員退職しております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

○町山委員 10の資産の処置で、設置者において処置というのは、どのような処置をなさるのか。

○議案担当者 同学校法人が、専門職短期大学の設置認可申請をいたしまして、そちらでこの校地、校舎を使用する予定と聞いております。

○町山委員 短期大学にということですね。ありがとうございます。

○近藤会長 ほかにございますか。なければ進みます。

それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第6号から議案第10号は、高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第 6 号について、ご説明いたします。

これは、学校法人立志舎が設置しております、立志舎高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項 1 から 5 に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項 6 をごらんください。

1 点目は、学園記念日の変更に伴い、休業日を変更するものです。

2 点目は、高等学校学習指導要領の改訂に伴い、教育課程表の変更を行うものです。

変更の時期は、要項 7 にあるように平成31年 4 月 1 日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項 8 をごらんください。

1 点目は、学園記念日を 9 月 9 日から10月30日へと変更いたします。

続いて、別紙「教育課程新旧比較対照表」をごらんください。

平成31年度以降の入学生より「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に変更いたします。

さらに要項 8 に戻りまして、附則部分に施行日についての記載を加えます。

備考欄には設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 6 号についての説明を終わります。

○議案担当者 続きまして、議案第 7 号について、ご説明いたします。

これは学校法人東海大学が設置しております、東海大学付属望星高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項 1 から 5 に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項 6 をごらんください。

高等学校学習指導要領の改訂に伴い、教育課程表の変更を行うものです。

変更の時期は、要項 7 にあるように平成31年 4 月 1 日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項 8 の別紙「教育課程新旧比較対照表」をごらんください。

平成31年度以降の入学生より「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に変更し、要項 8 にあるように、附則部分に施行日についての記載を加えます。

備考欄には設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第7号についての説明を終わります。

続きまして、議案第8号についてご説明いたします。

これは学校法人北豊島学園が設置しております、北豊島高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をごらんください。

高等学校学習指導要領の改訂に伴い、教育課程表の変更を行うものです。

変更の時期は、要項7にあるように平成31年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項8の別紙「教育課程新旧比較対照表」をごらんください。

平成31年度以降の入学生より「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に変更し、要項8にあるように、附則部分に施行日についての記載を加えます。

備考欄には設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第8号についての説明を終わります。

続きまして、議案第9号についてご説明いたします。

これは学校法人聖パウロ学園が設置しております、聖パウロ学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をごらんください。

高等学校学習指導要領の改訂に伴い、教育課程表の変更を行うものです。

変更の時期は、要項7にあるように平成31年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項8の別紙「教育課程新旧比較対照表」をごらんください。

平成31年度以降の入学生より「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に変更し、要項8にあるように、附則部分に施行日についての記載を加えます。

備考欄には、設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第9号についての説明を終わります。

続きまして、議案第10号についてご説明いたします。

これは学校法人NHK学園が設置しております、NHK学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をごらんください。

高等学校学習指導要領の改訂に伴い、教育課程表の変更を行うものです。

変更の時期は、要項7にあるように平成31年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項8の別紙「教育課程新旧比較対照表」をごらんください。

平成31年度以降の入学生より「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に変更し、要項8にあるように、附則部分に施行日についての記載を加えます。

備考欄には設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第10号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

○町山委員 高等学校学習指導要領改訂、主な改訂点はどのような点なのでしょう。

○議案担当者 今回、全てに共通しているものですが、来年度、31年度の入学生より、これまで教育課程表上の「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」に変わりまして、内容についての詳細は、ここでは省略させていただくのですが、高等学校の指導要領の改訂の先行実施ということで、次年度は総合的な学習が探究に変わるという変更に伴って、全ての高等学校において教育課程表の変更が必要となったため、広域の通信制について諮問させていただきました。

○近藤会長 ほかにございますか。

それでは、議案第6号から議案第10号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第11号及び議案第12号は、学校法人の寄附行為認可及び幼稚園の設置者変更認可でございます。

議案第11号及び議案第12号は、第二部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、12月の開催日は、17日月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時32分閉会